

陸域負荷削減に向けた 各機関の取組状況

陸域負荷削減に向けた各機関の取組状況

目 次

自然再生	1
農業集落排水事業の推進（東京湾流域内）	2
水質総量削減	3
埼玉県における雨浸透枘の設置事業	5
高度処理100%計画	6
千葉県における下水道の普及促進	7
千葉県における高度処理導入の促進	8
千葉県における河川の水質浄化事業	9
合流式下水道の改善	10
河川のしゅんせつ	11
横浜市における雨水浸透ますの設置	12
横浜市における高度処理の促進	13
横浜市における合流式下水道の改善	14
横浜市における河川・水辺施設の清掃活動	15
川崎市上下水道局における陸域負荷削減対策の推進	16
川崎市における河川・水辺施設の清掃活動	17
千葉市建設局における高度処理施設の整備	18
千葉市建設局における貯留浸透施設の設置	19
さいたま市における河川・水辺等の清掃活動（さいたま市水辺のサポート制度）	20

陸域負荷削減に向けた各機関の取組状況の概要

No.	名称	機関名	概要	頁	備考
1	自然再生	国土交通省 関東地方整備局	緩傾斜護岸等により水際部における横断方向の連続性を確保し、多様な生物の生息・生育環境として湿地化を図り、ヨシ原や干潟の保全・再生を図る。	1	
2	農業集落排水事業の推進(東京湾流域内)	農林水産省 農村振興局	農村地域における資源循環の促進を図りつつ、農業用排水の水質保全、農業用排水施設の機能維持又は農村生活環境の改善を図り、併せて公共用水域の水質保全に寄与するため、農業集落におけるし尿、生活雑排水等の汚水、汚泥又は雨水を処理する施設若しくはそれらの循環利用を目的とした施設を整備し、もって生産性の高い農業の実現、活力ある農村社会の形成及び循環型社会の構築に資する。 未整備地域の整備を促進するとともに、老朽化施設の更新整備や高度処理の導入の一層の促進が図られるよう、関係機関の連携のもと進めている。	2	
3	水質総量削減	環境省	東京湾、伊勢湾及び瀬戸内海の水質改善を目的として、当該水域に流入する陸域からの生活排水を含めた全ての汚濁発生源を対象に汚濁負荷の総量を削減するため、総合的かつ計画的な汚濁負荷削減措置を講ずるもの。	3	
4	埼玉県における雨水浸透樹の設置事業	埼玉県 県土整備部	公共設置型による雨水浸透樹の設置事業を実施 現在、不老川流域及び新河岸川流域の一部で実施	5	
5	高度処理100%計画	埼玉県下水道局	既存施設の部分的な改造や、運転管理の工夫により高度処理並みの水質を確保する「段階的の高度処理」を導入し、埼玉県流域下水道における高度処理率100%を目指す。 ※高度処理化率=高度処理能力/現況処理能力	6	
6	千葉県における下水道の普及促進	千葉県県土整備部 都市整備局下水道課	陸域から東京湾へ流入する汚濁負荷を削減するため、印旛沼及び江戸川左岸流域下水道の施設整備を推進するとともに、市町村が実施する公共下水道の普及促進を図る。	7	
7	千葉県における高度処理導入の促進	千葉県県土整備部 都市整備局下水道課	東京湾の水質改善のため、印旛沼及び江戸川左岸流域下水道の終末処理場において、高度処理に対応した施設整備を図るとともに、単独公共下水道についても高度処理に対応した施設整備を推進する。	8	
8	千葉県における河川の水質浄化事業	千葉県県土整備部 河川環境課	河川直接浄化の実施	9	
9	合流式下水道の改善	東京都下水道局	雨天時に合流式下水道から河川や海などへ放流される汚濁負荷量を削減する。	10	
10	河川のしゅんせつ	東京都建設局	隅田川、新河岸川などでしゅんせつを実施	11	
11	横浜市における雨水浸透ますの設置	横浜市環境創造局	雨水の流出抑制や水循環の再生を図る施策として、雨水浸透ますの設置による整備を行っています。また、市民と協働し雨水浸透ますの設置を促進するため「宅内雨水浸透ます設置助成制度」を設けています。	12	
12	横浜市における高度処理の促進	横浜市環境創造局	東京湾に放流する水再生センターにおいて高度処理(A2O法、AOAO法、循環法等)の導入を行っています。	13	
13	横浜市における合流式下水道の改善	横浜市環境創造局	降雨初期の汚濁負荷の高い雨水を貯留するための雨水滞水池の整備を行いました。また、雨水吐の堰高の嵩上げ等の改良や雨水吐へのスクリーンを設置によるきょう雑物対策を進めています。	14	
14	横浜市における河川・水路・水辺施設の清掃活動	横浜市	水辺愛護会は自発的・日常的に河川・水路・水辺施設の清掃活動を行う団体です。横浜市が活動補助金交付等の支援を行う制度です。	15	
15	川崎市上下水道局における陸域負荷削減対策の推進	川崎市上下水道局	高度処理施設及び合流式下水道改善施設の整備	16	
16	川崎市における河川・水辺施設の清掃活動	川崎市	河川及び水路の環境に対する市民意識の高揚を図り、市民との協働による住みよいまちづくりを推進することを目的とした「川崎市河川愛護ボランティア制度」により、一定区域の美化及び清掃等に対する支援を行っています。	17	
17	千葉市建設局における高度処理施設の整備	千葉市	・中央浄化センターにおける高度処理施設(嫌気無酸素好気法)の整備	18	
18	千葉市建設局における貯留浸透施設の設置	千葉市	・浸透施設の設置 ・浸透樹、浸透トレランチ	19	
19	さいたま市における河川・水辺等の清掃活動(さいたま市水辺のサポート制度)	さいたま市環境局	さいたま市水辺のサポート制度とは、さいたま市水環境プランの重点プロジェクトの一つとして位置づけられ、自治会、企業、市民団体等が、河川・遊水地・公園内などの水辺のサポートとなって環境美化活動等を行い、市がこれを支援する制度です。	20	

自然再生

機関名:国土交通省関東地方整備局

1. 施策の概要

緩傾斜護岸等により水際部における横断方向の連続性を確保し、多様な生物の生息・生育環境として湿地化を図り、ヨシ原や干潟の保全・再生を図る。

2. 令和2年度実施内容

令和2年度は、実施なし。

3. 令和3年度実施内容(予定)

令和3年度は、2箇所の緩傾斜護岸を実施予定。



農業集落排水事業の推進(東京湾流域内)

機関名:農林水産省農村振興局

1. 施策の概要

農村地域における資源循環の促進を図りつつ、農業用排水の水質保全、農業用排水施設の機能維持又は農村生活環境の改善を図り、併せて公共用水域の水質保全に寄与するため、農業集落におけるし尿、生活雑排水等の汚水、汚泥又は雨水を処理する施設若しくはそれらの循環利用を目的とした施設を整備し、もって生産性の高い農業の実現、活力ある農村社会の形成及び循環型社会の構築に資する。

未整備地域の整備を促進するとともに、老朽化施設の更新整備や高度処理の導入の一層の促進が図られるよう、関係機関の連携のもと進めている。

2. 令和2年度実施内容

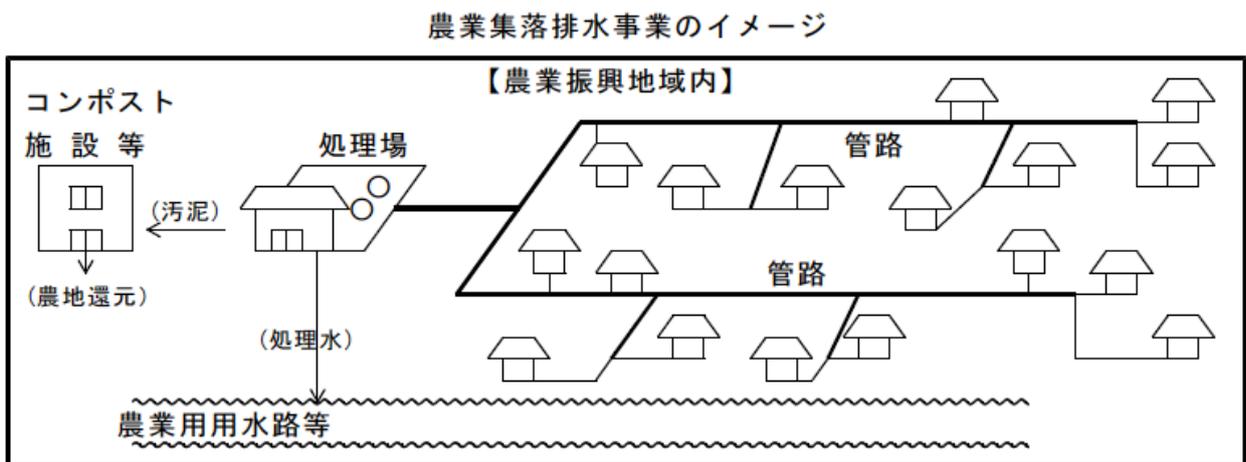
農業集落排水施設の整備（更新整備含む）を3箇所を推進

(令和元年度までに138箇所完了)

3. 令和3年度実施内容(予定)

農業集落排水施設の整備（更新整備含む）を2箇所を推進

(令和2年度までに141箇所完了予定)



水質総量削減

機関名: 環境省

1. 施策の概要

東京湾、伊勢湾及び瀬戸内海の水質改善を目的として、当該水域に流入する陸域からの生活排水を含めた全ての汚濁発生源を対象に汚濁負荷の総量を削減するため、総合的かつ計画的な汚濁負荷量削減措置を講ずるもの。

2. 令和2年度実施内容

都県が策定する総量削減計画に基づき、次期計画の策定まで、第8次水質総量削減の取組を引き続き推進。

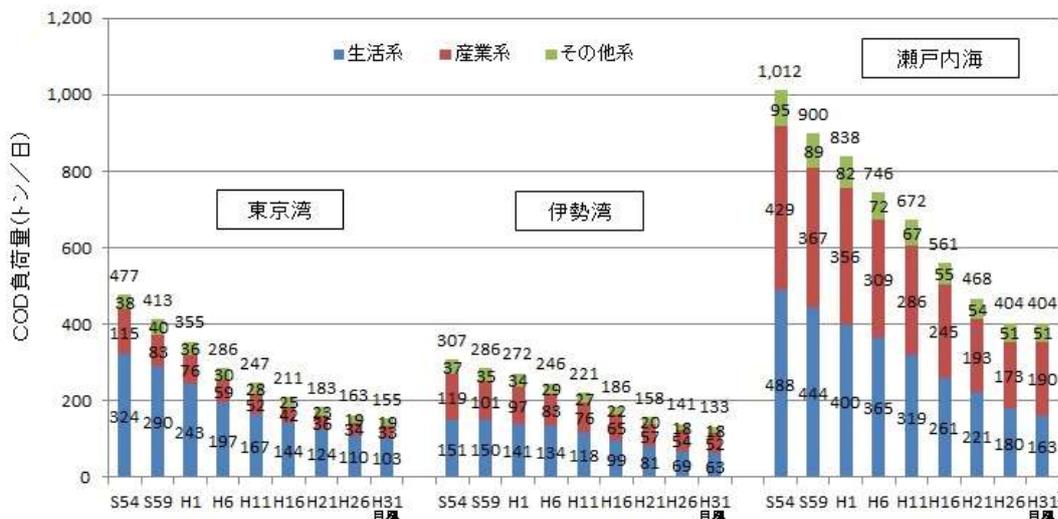
3. 令和3年度実施内容(予定)

総量削減計画に基づき、次期計画の策定まで、第8次水質総量削減の取組を引き続き推進。

陸域からの汚濁負荷量の削減状況 COD

	第1次 (S59d)	第2次 (H1d)	第3次 (H6d)	第4次 (H11d)	第5次 (H16d)	第6次 (H21d)	第7次 (H26d)	第8次 (H31d)
東京湾	413	355	286	247	211	183	163	155
伊勢湾	286	272	246	221	186	158	141	133
瀬戸内海	900	838	746	672	561	468	404	404

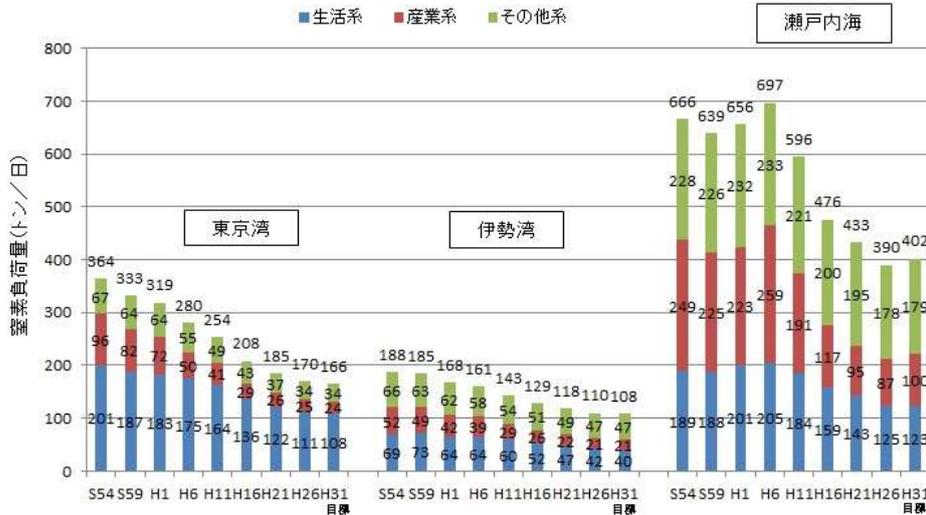
※単位:トン/日、()内は目標年度



陸域からの汚濁負荷量の削減状況 窒素

	第5次 (平成16年度)	第6次 (平成21年度)	第7次 (平成26年度)	第8次 (平成31年度)
東京湾	208	185	170	166
伊勢湾	129	118	110	108
瀬戸内海	476	433	390	402

※単位:トン/日、()内は目標年度

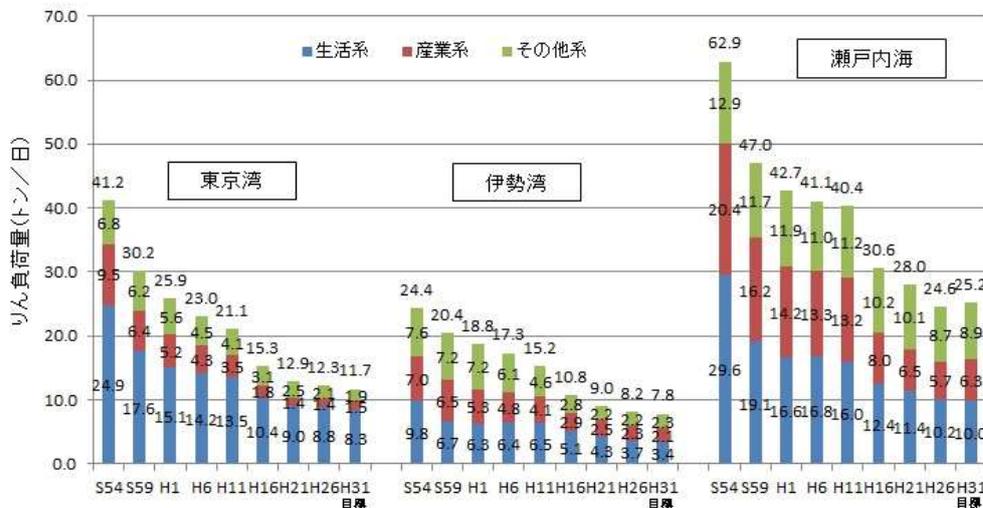


※窒素及びりんは第5次総量削減より導入

陸域からの汚濁負荷量の削減状況 りん

	第5次 (平成16年度)	第6次 (平成21年度)	第7次 (平成26年度)	第8次 (平成31年度)
東京湾	15.3	12.9	12.3	11.7
伊勢湾	10.8	9.0	8.2	7.8
瀬戸内海	30.6	28.0	24.6	25.2

※単位:トン/日、()内は目標年度



※窒素及びりんは第5次総量削減より導入

埼玉県における雨水浸透柵の設置事業

機関名:埼玉県県土整備部

1. 施策の概要

公共設置型による雨水浸透柵の設置事業を実施

現在、不老川流域及び新河岸川流域の一部で実施

2. 令和2年度実施内容

令和年度は2流域合わせて約150個の浸透柵等を設置予定

(累計15,234個:平成15年度～令和元年度)

3. 令和3年度実施内容(予定)

令和3年度は2流域合わせて約60個の浸透柵等を設置予定



高度処理100%計画

機関名：埼玉県下水道局

1. 施策の概要

既存施設の部分的な改造や、運転管理の工夫により高度処理並みの水質を確保する「段階的高度処理」を導入し、埼玉県流域下水道における高度処理化率100%を目指す。

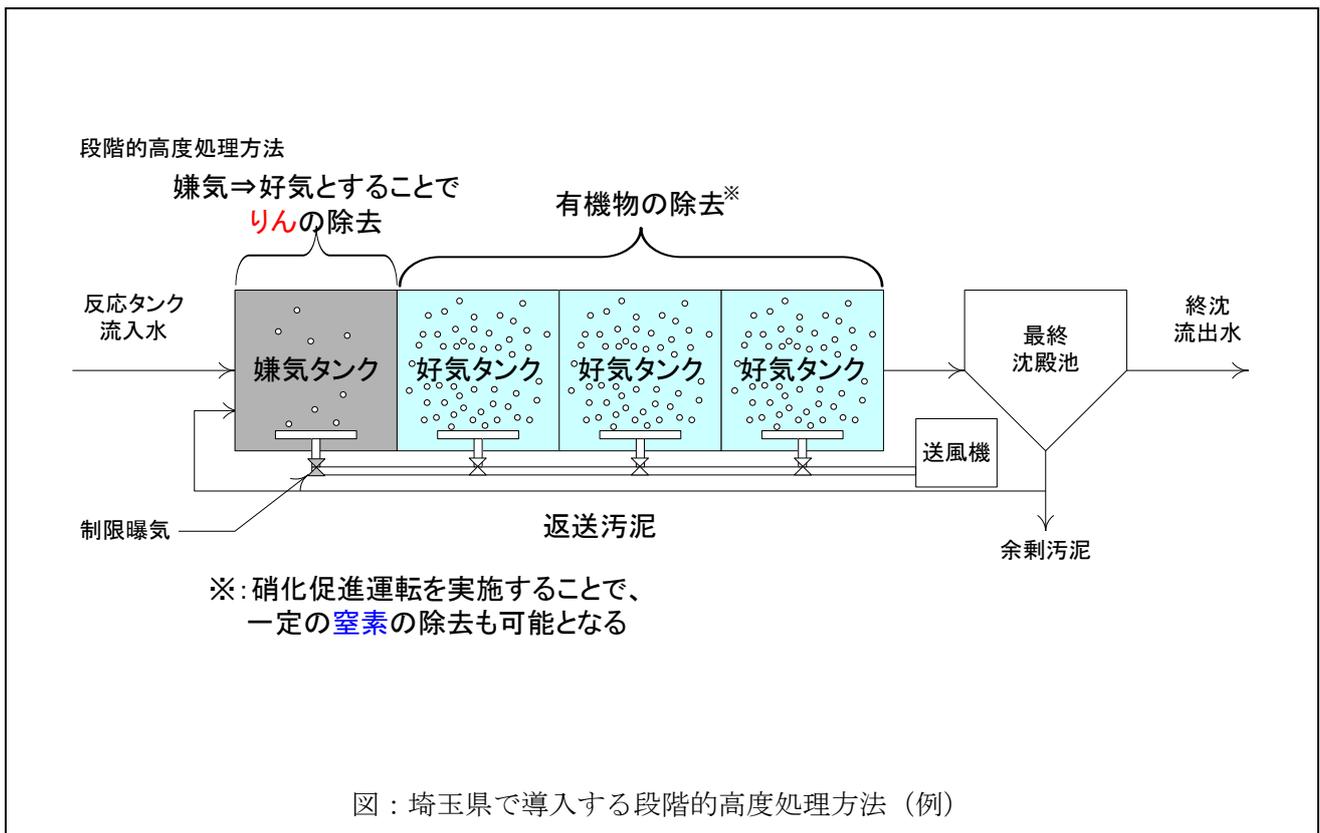
※高度処理化率＝高度処理能力／現況処理能力

2. 令和2年度実施内容

東京湾に流れるすべての水循環センター（8施設34系列）において、段階的高度処理を含めた高度処理への移行が完了し、適切な運転管理により高度処理を実施する。

3. 令和3年度実施内容(予定)

東京湾に流れるすべての水循環センター（8施設34系列）において、段階的高度処理を含めた高度処理への移行が完了し、適切な運転管理により高度処理を実施する。



千葉県における下水道の普及促進

機関名:千葉県県土整備部都市整備局下水道課

1. 施策の概要

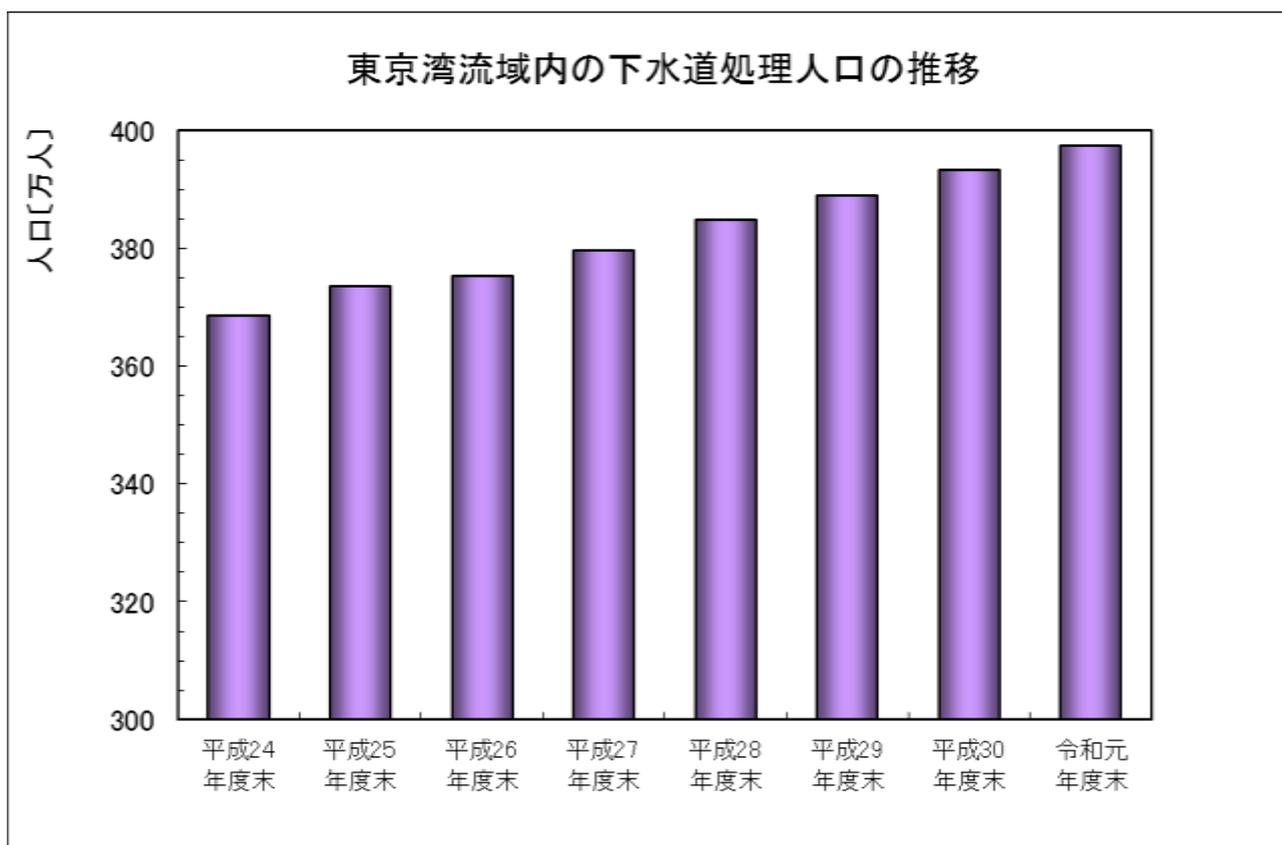
陸域から東京湾へ流入する汚濁負荷を削減するため、印旛沼及び江戸川左岸流域下水道の施設整備を推進するとともに、市町村が実施する公共下水道の普及促進を図る。

2. 令和2年度実施内容

流域下水道の終末処理場の施設整備を実施するとともに、公共下水道の整備を促進する。

3. 令和3年度実施内容(予定)

流域下水道の終末処理場の施設整備を実施するとともに、公共下水道の整備を推進し、東京湾流域内の下水道普及促進を図る。



※東京湾流域内終末処理場の処理人口合計

千葉県における高度処理導入の促進

機関名:千葉県県土整備部都市整備局下水道課

1. 施策の概要

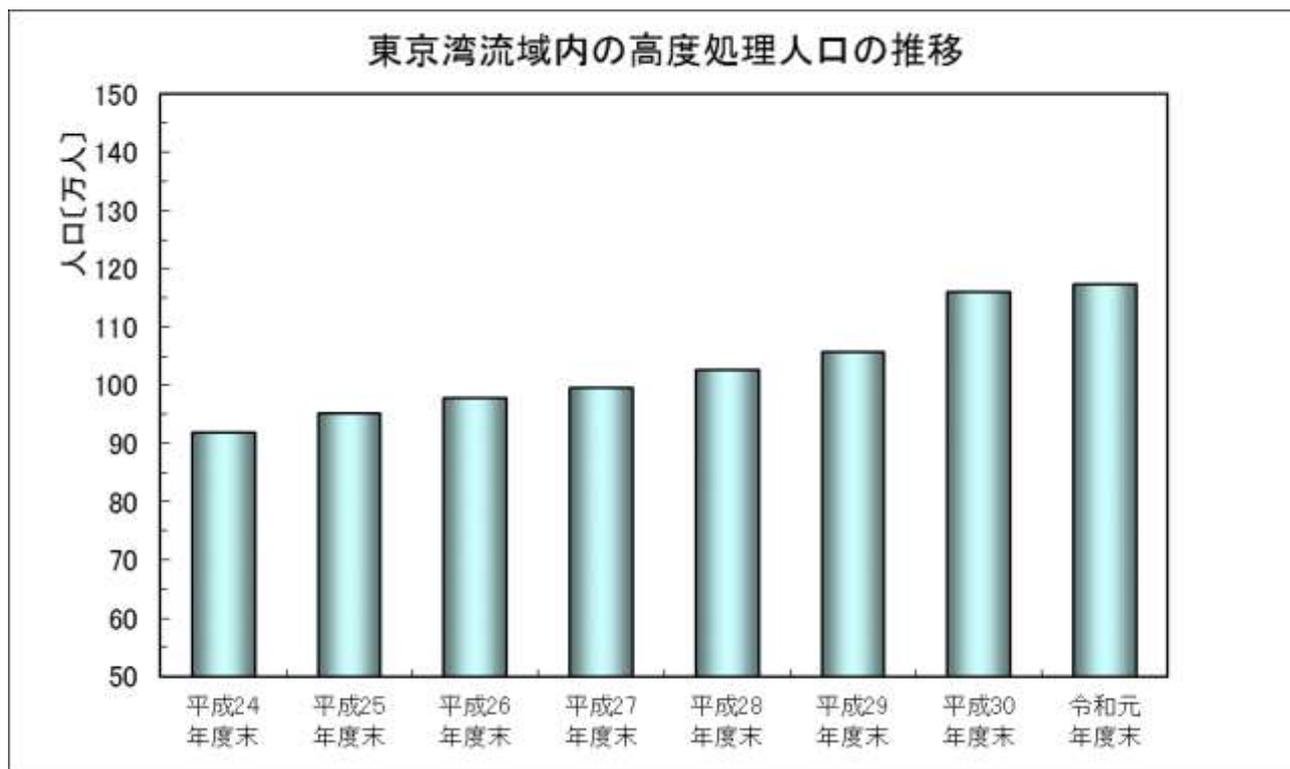
東京湾の水質改善のため、印旛沼及び江戸川左岸流域下水道の終末処理場において、高度処理に対応した施設整備を図るとともに、単独公共下水道についても高度処理に対応した施設整備を推進する。

2. 令和2年度実施内容

江戸川左岸流域下水道江戸川第一終末処理場（高度処理施設）の建設を推進する。

3. 令和3年度実施内容(予定)

令和2年度に引き続き、江戸川左岸流域下水道江戸川第一終末処理場（高度処理施設）の整備を推進する。



0923

※高度処理人口＝高度処理水量比率×下水道供用開始人口(人)
高度処理水量比率＝高度処理水量(日最大)/処理水量(日最大)

1. 施策の概要

河川直接浄化の実施

2. 令和2年度実施内容

東京湾へ流入する河川のうち、4箇所では河川直接浄化を実施する。

3. 令和3年度実施内容(予定)

東京湾へ流入する河川において、河川直接浄化を実施予定。

なお、河川の水質が改善された場合は、適宜、運転休止等について検討していく。



合流式下水道の改善

機関名：東京都下水道局

1. 施策の概要

雨天時に合流式下水道から河川や海などへ放流される汚濁負荷量を削減する。

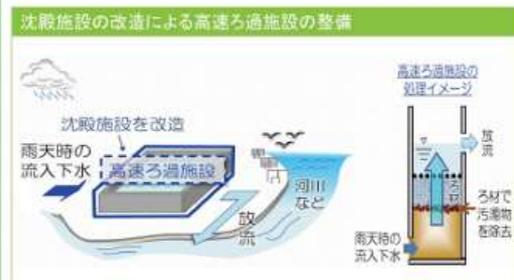
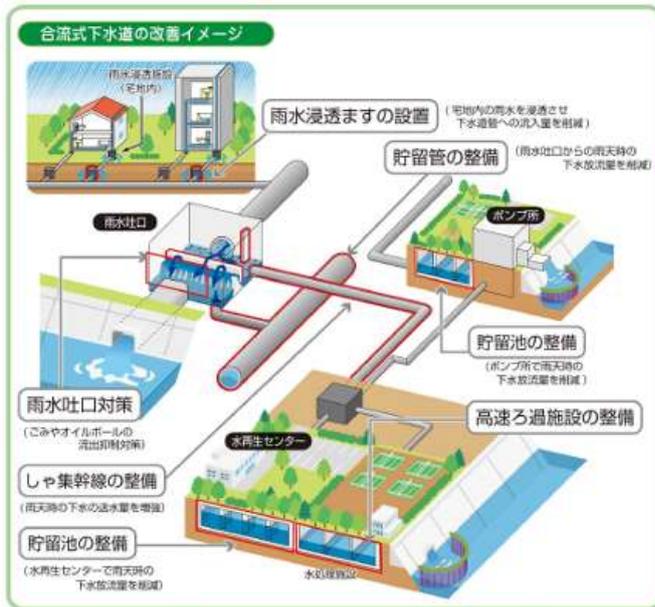
2. 令和2年度実施内容

下水道法施行令への対応に向けて、令和5年度末までに降雨初期の特に汚れた下水の貯留施設の整備を推進【累計170万m³】

3. 令和3年度実施内容(予定)

下水道法施行令への対応に向けて、令和5年度末までに降雨初期の特に汚れた下水の貯留施設の整備を推進【累計170万m³】

(参考図)



※高速ろ過：従来の沈殿処理と比較して省スペースで、汚濁物を2倍程度多く除去することが可能な処理技術。既存の沈殿施設の改造で設置可能なため、早期整備が可能。

河川のしゅんせつ

機関名:東京都建設局

1. 施策の概要

河川のしゅんせつ

2. 令和2年度実施内容

隅田川、新河岸川などでしゅんせつを実施

3. 令和3年度実施内容(予定)

隅田川、新河岸川などでしゅんせつを実施予定

※参考（しゅんせつ状況）



横浜市における雨水浸透ますの設置

機関名:横浜市環境創造局

1. 施策の概要

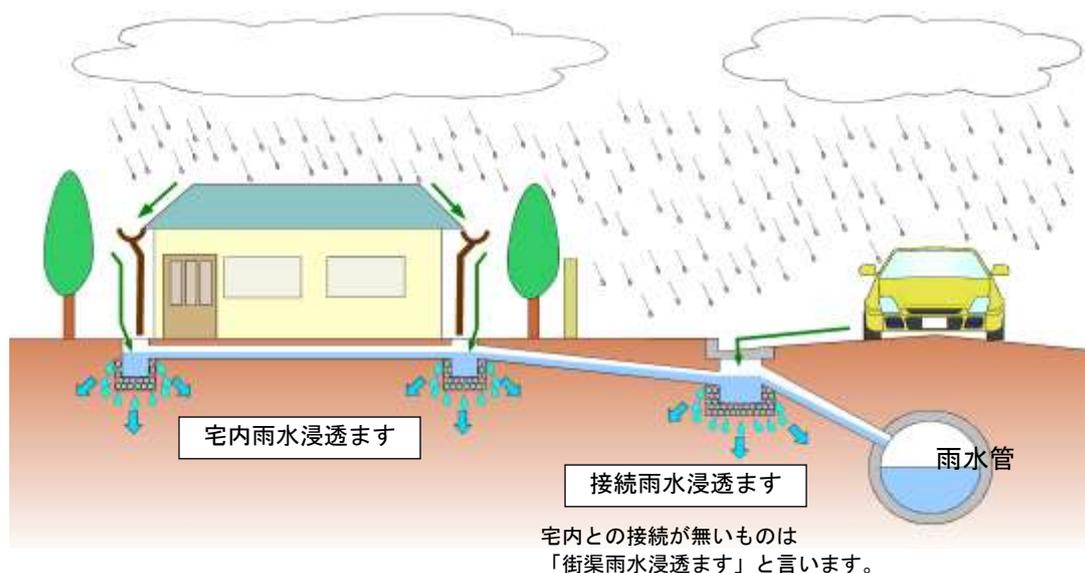
雨水の流出抑制や水循環の再生を図る施策として、雨水浸透ますの設置による整備を行っています。また、市民と協働し雨水浸透ますの設置を促進するため「宅内雨水浸透ます設置助成制度」を設けています。

2. 令和2年度実施内容

雨水浸透ますは、全市で約2万4千個設置予定。（令和2年度末時点）

3. 令和3年度実施内容(予定)

引き続き、公共による設置を進めるとともに、宅内雨水浸透ますの設置促進を図ります。



雨水浸透施設設置イメージ（分流地区）

横浜市における高度処理の促進

機関名:横浜市環境創造局

1. 施策の概要

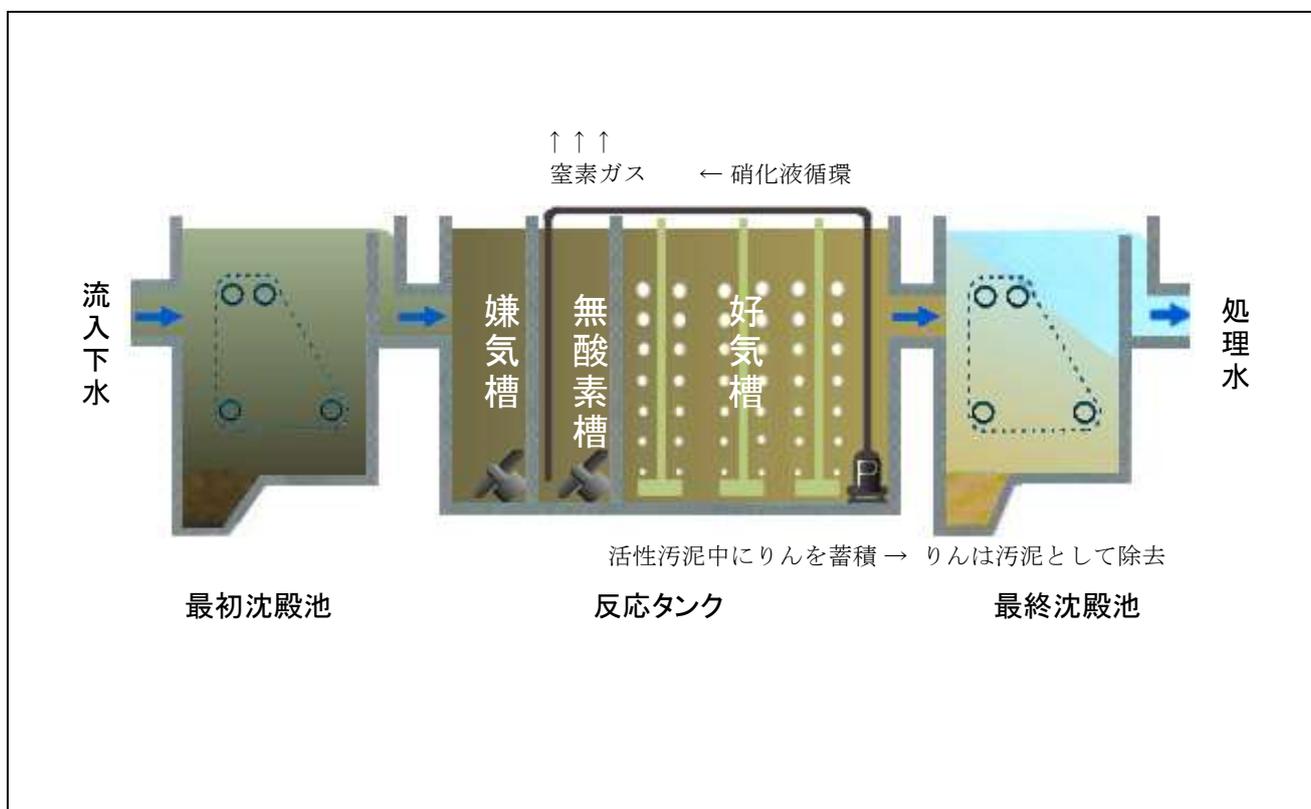
東京湾に放流する水再生センターにおいて高度処理（A2O法、AOAO法、循環法等）の導入を行っています。

2. 令和2年度実施内容

- ・ 北部第一水再生センター（第3系列）設備更新により高度処理を整備
- ・ 神奈川（第5系列）設備更新により高度処理を整備
- ・ 港北水再生センター（中央第2系列）設備更新により高度処理を整備
- ・ 金沢水再生センター（第6系列）設備更新による高度処理化に着手

3. 令和3年度実施内容(予定)

- ・ 金沢水再生センター（第6系列）設備更新により高度処理を整備中
- ・ 都筑水再生センター（第3系列）設備更新による高度処理化に着手
- ・ 南部水再生センター（第3系列）設備更新による高度処理化に着手



横浜市における合流式下水道の改善

機関名:横浜市環境創造局

1. 施策の概要

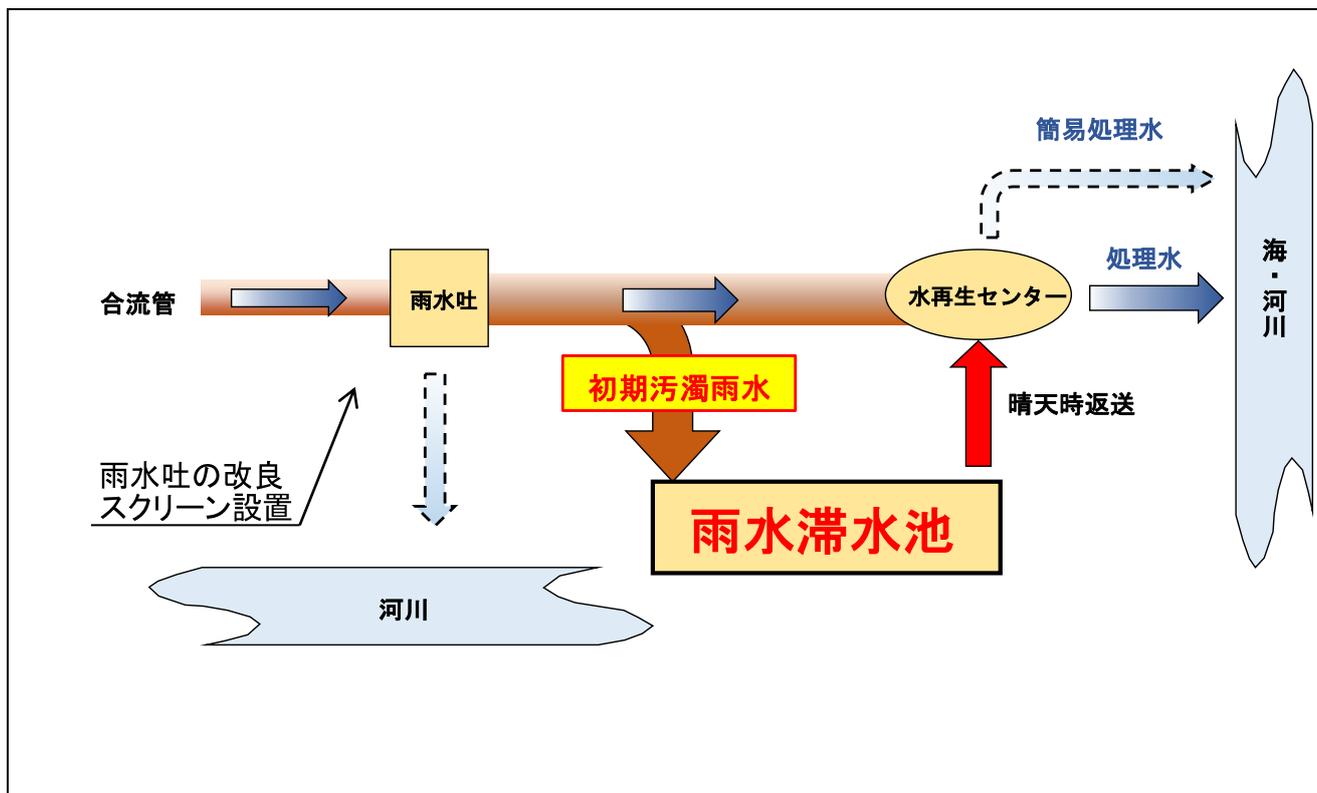
降雨初期の汚濁負荷の高い雨水を貯留するための雨水滞水池の整備を行いました。また、雨水吐の堰高の嵩上げ等の改良や雨水吐へのスクリーンの設置によるきょう雑物対策を進めています。

2. 令和2年度実施内容

合流式下水道の改善のうち、雨水滞水池の整備は合流区域面積 10,378 ha に対し 100%、雨水吐の改良は 120 箇所の雨水吐きの堰高の嵩上げ等の改良、また、120 箇所の雨水吐きへスクリーンが設置となる見込みです。

3. 令和3年度実施内容(予定)

引き続き雨水吐の改良を進めるとともに、スクリーンの設置によるきょう雑物対策を進めます。



横浜市における河川・水路・水辺施設の清掃活動

機関名:横浜市

1. 施策の概要

水辺愛護会は自発的・日常的に河川・水路・水辺施設の清掃活動を行う団体です。横浜市が活動補助金交付等の支援を行う制度です。

2. 令和2年度実施内容

市所管の河川・水路・水辺施設で 93 団体が清掃活動を実施する見込みです。（令和2年度末見込み）

3. 令和3年度実施内容(予定)

今後も多くのご団体に参画していただき、市民との協働による美化活動等を進めます。



水辺愛護会による近隣小学校との清掃活動

川崎市上下水道局における陸域負荷削減対策の推進

機関名:川崎市

1. 施策の概要

高度処理施設及び合流式下水道改善施設の整備

2. 令和2年度実施内容

- ・等々力水処理センターにおける更なる高度処理施設の導入に伴う流量調整池の整備（継続）および脱窒ろ過池の整備（継続）、既存水処理施設の改造（継続）
- ・汚濁負荷および未処理放流回数削減等に向けた六郷遮集幹線の整備（継続）および大師河原ポンプ場の改築（継続）

3. 令和3年度実施内容(予定)

- ・等々力水処理センターにおける更なる高度処理施設の導入に伴う流量調整池の整備（継続）および脱窒ろ過池の整備（継続）、既存水処理施設の改造（継続）
- ・汚濁負荷および未処理放流回数削減等に向けた六郷遮集幹線の整備（継続）および大師河原ポンプ場の改築（継続）



1. 施策の概要

河川及び水路の環境に対する市民意識の高揚を図り、市民との協働による住みよいまちづくりを推進することを目的とした「川崎市河川愛護ボランティア制度」により、一定区域の美化及び清掃等に対する支援を行っております。

2. 令和2年度実施内容

本制度では、9団体が登録しており、清掃活動等を実施した。(令和2年度8月)

3. 令和3年度実施内容(予定)

本制度について、HP等により啓発し、多くの市民団体に参画していただき、市民との協働による美化活動等を推進します。

(イメージ図)



1. 施策の概要

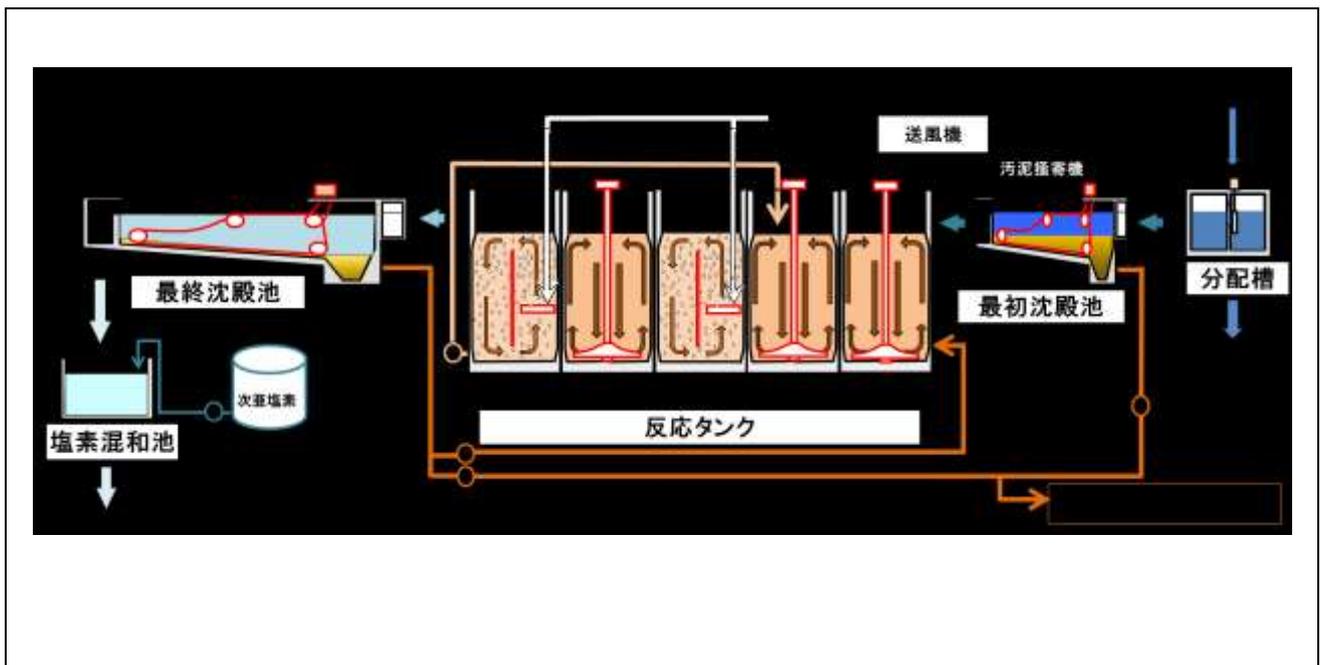
- ・中央浄化センターにおける高度処理施設（嫌気無酸素好気法）の整備

2. 令和2年度実施内容

- ・中央浄化センターの高度処理施設 1 系列の供用開始に向け、水処理施設の整備を行う。

3. 令和3年度実施内容(予定)

- ・実施予定無し



千葉市建設局における貯留浸透施設の設置

機関名:千葉市

1. 施策の概要

- ・浸透施設の設置

浸透柵、浸透トレンチ

2. 令和2年度実施内容

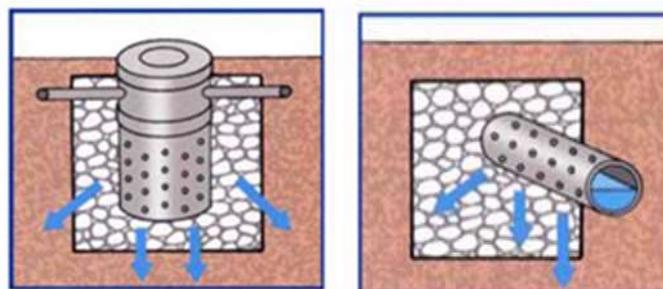
- ・浸透施設の設置

浸透柵 196 個、浸透トレンチ 916m

3. 令和3年度実施内容(予定)

- ・浸透施設の設置

浸透柵 210 個、浸透トレンチ 200m



浸透柵、浸透トレンチのイメージ

さいたま市における河川・水辺等の清掃活動

(さいたま市水辺のサポート制度)

機関名:さいたま市環境局

1. 施策の概要

さいたま市水辺のサポート制度とは、さいたま市水環境プランの重点プロジェクトの一つとして位置づけられ、自治会、企業、市民団体等が、河川・遊水地・公園内などの水辺のサポーターとなって環境美化活動等を行い、市がこれを支援する制度です。

2. 令和2年度実施内容

14 団体が参加しており、毎月河川や水辺の清掃活動等の環境美化活動を実施しました。

3. 令和3年度実施内容(予定)

HP 等により啓発し、多くの団体に水辺のサポーター制度に対する理解、参加について推進していきます。

